

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年12月まで

国民年金制度開始時より、国民年金保険料を毎月自治会館へ持参して婦人会の役員に預け、会長が市町村役場に納付してくれていた。申立期間当初、婦人会の会長から付加年金制度(昭和45年10月から48年12月までは所得比例制。以下、同じ。)が開始されるとの説明と加入の勧誘を受け、加入した。制度発足時から付加保険料を納めてきたので45年10月から納付しているはずであるにもかかわらず、ねんきん特別便が届き改めて確認したところ、付加保険料の納付記録が50年1月からとなっていた。

国民年金のみならず付加年金も、それぞれの制度開始当初から加入し国民年金保険料を納付してきたはずであるので、付加年金に係る保険料の納付記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、婦人会を通して、定額保険料を滞りなく納付していることから、国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は夫と共に、申立期間の前後を通して、自営をしており、生活状況の変化は認められない上、申立人と申立人の夫も国民年金保険料を滞りなく納付していることから、昭和45年10月の付加年金制度導入時より付加保険料を納付していたとの主張に不自然さは見られない。

さらに、市町村役場で保管されている検認一覧表において、昭和36年の国民年金制度開始時から同じ婦人会で国民年金保険料を納付し、申立人同様に50年1月から付加保険料を納付したとの記録が確認できる同地区内の4人の隣人のうち、3人(一人は既に死亡)に聴取したところ、「付加保険料の納付制度開始の時から婦人会を通して保険料を納付している。」との供述が得られ

た。これら証言者のうち2人は、当委員会が独自に抽出し証言を求めた者であることから、その供述には信ぴょう性がある。

加えて、付加年金制度開始時より付加保険料を納付していたと供述している上記証言者3人の納付記録を見ると、付加年金制度に加入した経緯や意向が異なるにもかかわらず、全員が制度開始後4年経った年度途中である昭和50年1月からの納付記録となっており、その記録に不自然さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間について未納となっているが、私の国民年金保険料も父親が銀行員を通じて両親の分と一緒に納付していたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとされる両親の納付記録が共に納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②については、6か月と短期間であるが、両親共に未納となっている。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料納付を行っていたとされる父親も、保険料の納付方法の詳細についての記憶はあいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況等は明らかでない。

さらに、申立期間後の昭和58年度の国民年金保険料の納付状況について、A市町村における納付記録によると、申立人の昭和58年4月から同年6月までの分は現年度納付、同年7月から59年3月までの分は過年度納付となっているのに対し、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、両親共に58年4月から59年3月までの分は、58年4月に一括して前納されていることが確認できることから、両親の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張は信ぴょう性に乏しい。

加えて、申立人及び父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和18年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月11日から18年7月1日まで

私は昭和17年12月25日に繰り上げで学校を卒業することになり、18年1月11日にA事業所に入社した。私の同僚は入社と同時に厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)に加入しているにもかかわらず、私は18年7月1日からの加入となっている。18年1月11日から当該事業所に勤務していたのは事実なので年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している社員名簿において申立人が昭和18年1月11日に入社した旨の記載があることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は「同時期に同じ学校を卒業し、同時期に申立事業所に入社した同僚は昭和18年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得していた。」と供述しており、当該供述内容について、申立事業所に照会したところ、申立人の供述どおりであることが確認できた。

さらに、申立人が記憶している同僚の中で唯一、連絡のとれる同僚は昭和17年12月15日に申立事業所で労働者年金保険被保険者資格を取得しており、当該同僚から、「申立人は自分が入社した約1か月後に入社してきた。」との供述が得られた。

加えて、上記同僚二人及び、昭和18年中に労働者年金保険被保険者資格を取得した被保険者のうち五人の入社日と当該資格取得日を申立事業所に照会したところ、いずれも入社月と同じ月に労働者年金保険に加入していることが確認できた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和18年1月から6月まで、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和18年1月から6月までの標準報酬月額については、申立人に適用されている18年7月の標準報酬月額及び18年1月1日に申立事業所で労働者年金保険被保険者資格を取得した同僚(当該同僚は申立人と同じ学校を卒業し、同日に申立事業所で勤務している。)に適用されている18年1月の標準報酬月額から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

和歌山国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び44年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで

私は亡くなった夫から、自営業者の妻は国民年金に強制加入であり老後のためにも加入するよう勧められ、昭和36年12月の結婚後、夫と共に加入した。加入後は、市町村役場から委託された集金人が国民年金保険料の集金に来ていたことを覚えている。

上記の申立期間は、夫と共に納付していたはずであり、夫だけが国民年金保険料を納付した記録となっており、私が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「亡くなった夫から、自営業者の妻は国民年金に強制加入であり、老後のためにも加入するよう勧められ、昭和36年12月の結婚後、夫と共に加入した。」と主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、婚姻前である36年4月19日に払い出されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年11月30日に払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金の加入時期に関する申立人の主張は認め難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は「亡くなった夫と共に国民年金保険料を市町村が委託した集金人に納付していた。」と主張しているが、申立期間②直後の昭和46年4月から47年3月までの保険料は、市町村役場保管の国民年金検認カードに48年12月5日に過年度納付された記録があり、申立人の主張と相違するとともに、過年度納付を行った時点では、申立期間②の保

険料は時効により納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年12月まで
申立期間については、国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付しており、免除申請を行ったことも無い。未納や申請免除になっているのは誤りだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったことは無く、国民年金保険料をすべて納付していたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立人の資格取得月である昭和43年5月から46年3月までの期間は未納、同年4月から同年12月までの期間は申請免除である旨が記載されているとともに、昭和46年度以降の記録があるA市町村役場保管の国民年金被保険者名簿において、昭和46年4月から同年12月までの期間は申請免除である旨が記載されており、申立期間に係る保険料納付の記録は見当たらない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和50年6月30日となっており、上記の納付記録には制度上不合理な点があるが、申立人と同日にA市町村において手帳記号番号が払い出されている申立人の前後12人の納付記録を調査したところ、9人について、資格取得月（すべて20歳到達時）から46年3月までの期間は未納、同年4月から同年12月又は47年3月若しくは49年3月までの期間は申請免除となっており、申立人の納付記録と共通又は類似していることが確認できる。このことから、A市町村役場が昭和46年度当時にそれまでの国民年金未加入者に対して職権で国民年金手帳記号番号を払い出し、20歳到達時から資格取得させ、昭和46年4月以降については申請免除とする取扱いを行っていたものと推認でき、よって申立人の納付記録に不自然さは無い。

さらに、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月まで
申立期間については、国民年金保険料を市町村役場に納めに行っており、未納となっているのは記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月16日に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月ごろから40年3月ごろまで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所は、B事業所の下請会社であった。大きな会社で工場では幾班にも分かれ作業をしていたことを記憶している。証拠書類は無いが勤務していたことは確かであるから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所での業務内容に関する供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している3人の同僚についてみると、一人は既に死亡しており、一人は厚生年金保険被保険者名簿にその姓が見当たらず、一人は同姓の者が10人記載されており、申立人が記憶している同僚の特定ができない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していた5人からは「社は、入社後正社員になるまで半年から1年ほどを要し、その間は厚生年金保険への加入及び保険料の控除はなかった。」との供述がある。

さらに、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、同名簿における整理番号に欠番がみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、後継事業所及び健康保険組合においても、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答している。

なお、申立人は厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたという確かな記憶が無く、保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から34年6月1日まで

私は、昭和30年10月にA事業所に入社し、平成元年3月に退職するまでは、途中退職及び再就職するなどはしておらず継続して勤務していた。記録の欠落している昭和31年11月1日から34年6月1日までの約2年半の厚生年金保険料の支払いを証明する資料は無いが、当然支払ったと確信しているので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和31年11月1日から34年4月17日までの期間（以下「申立期間①」という。）について、申立事業所保管の労働者名簿から、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できず、当時の事業主は既に死亡し、同僚からも勤務していたと判断できるまでの供述は得られなかった。

また、申立人は結核に罹り入院して休養していた時期があり、同僚の供述から申立期間①のいずれかの時期に入院していたと推認できるものの、入院期間中に申立人が申立事業所に在籍していたと判断できるまでの供述は得られなかった。一方、申立事業所において、申立期間①当時、結核に罹ったとされる同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、一旦資格喪失させ、約3年後再取得させている。

さらに、申立期間①における厚生年金保険料控除について、申立事業所では、申立期間①当時の厚生年金保険料控除に関する資料を保管しておらず、当時の事務担当者は既に死亡しているため、不明であると回答しており、同僚からも保険料控除に関する有力な供述は得られなかった。

このほか、申立期間①において、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間のうち昭和34年4月18日から同年6月1日までの期間（以下「申立期間②」という。）について、申立事業所保管の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該労働者名簿に記載されている記録において、厚生年金保

険被保険者資格取得日が、昭和34年6月1日となっており社会保険事務所が保管する厚生年金保険資格取得日と一致する。

また、当該労働者名簿を見ると、申立事業所では、入社と同時に必ずしも厚生年金保険に加入させておらず、入社から約2か月後に加入させている職員も数人見られ、同僚からも申立事業所には試用期間があったとする供述を得ている。申立事業所からは、当該労働者名簿の記載内容から申立期間②は試用期間だったのではないかとする回答を得ている。

さらに、申立期間②における厚生年金保険料控除について、申立事業所では、保険料控除に関する資料を保管していないが、当該労働者名簿の記載内容から厚生年金保険被保険者取得日が昭和34年6月1日となっているので保険料を控除していないと思うと回答している。

加えて、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、保険料控除に関する供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。